令和４年度　第１２回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別　農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日　　時　令和５年３月９日　午後１時30分

３．場　　所　生涯学習センター「ホール」

４．議　　題　議案第37号　農地法第３条許可申請書審議について
議案第38号　農地法第５条許可申請書審議について
議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について（諮問）
議案第40号　耕作放棄の農地が農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第41号　「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番　境　栄一郎	２番　長野　和代	３番　清住　　昇
４番　松本　　茂	５番　伊豆野　誠	６番　五嶋　　靖
７番　岡本　篤幸	８番　平井　　豪	９番　草場竜一郎
１０番　本田　廣正	１１番　中村　幸信	１２番　河嶋　隆雄
１３番　緒方　寛二		

農地利用最適化推進委員

西村　孝生	西村　盛一	外村　和彦	松永　博文	坂本　導成
松野　文男	上村　敦之			

７．欠席委員

農業委員

１４番　中村　節美

農地利用最適化推進委員

田上　安幸、井芹　康雄、伊佐　浩二

８．議事録署名人

１１番　中村　幸信

１２番　河嶋　隆雄

９．本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長　井上　幸介

事務局職員　河原　俊典　川端　励志　今村　優香

会　　議

１．開　　会

事務局長　　それでは、皆さんこんにちは。定刻より少し遅れましたけれども、総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。

本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第６条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和４年度第12回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

２．会長あいさつ

事務局長　　まず、岡本会長のほうに御挨拶をお願いいたします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。年度末の多忙な中、本年度最後の総会に出席をいただきまして、大変ありがとうございました。先月の22日は、最適化推進委員の研修会に参加をいただきまして、大変ありがとうございました。研修会の中で、いろいろ研修を受けましたこと等につきましては、今後の活動にぜひ生かしていただきたいというふうに思っているところでございます。

本日は、３条、それから５条、それから基盤強化法、それから農地の非農地に関する件と、最適化推進委員の指針に関する意見、要望等についての議案を用意いたしております。若干長くなろうかと思いますが、皆様方の真摯な議論をお願いいたしまして、簡単ではありますが、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。

事務局長　　ありがとうございました。

３．議事録署名委員の指名

事務局長　　それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会　　長　　本日は、11番委員の中村幸信委員と、それから12番委員の河嶋隆雄委員にお願いをいたします。

４．議　　題

事務局長　　それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第４条の規定により会長にお願いいたします。

会　　長　　それでは早速、議案審議に入ります。

議案第37号、農地法第３条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長　　それでは１ページをお願いいたします。

議案第37号、農地法第３条許可申請書審議について。

農地法第３条第１項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について、意見を求めるものでございます。

令和５年３月９日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会　　長　　それでは早速審議に入りたいと思います。

２ページをお願いします。

番号１番について審議をいたします。３番委員の清住委員から説明をお願いします。

○３番　　３番委員の清住です。では、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会　　長　　それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局　　それでは、説明いたします。３ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらにダイハツさん、こちらに木村のあられさんがございます。申請地はダイハツの道挟んで西側、芝原の芝原第二に２筆と、同じくダイハツから南東に約460メートル、芝原第一に２筆と、白旗の川田に１筆ございます。

場所の説明は以上です。

会　　長　　続きまして、３番委員の清住委員から、農地の使用、貸借権設定（15年）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○３番　　３番委員の清住です。今回の申請は、申請人が長男である相手方に農地法３条申請で経営移譲し、経営移譲年金を受給していましたが、期間満了となり、農地が申請人に戻っていたため、再度の経営移譲のための申請となります。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は180日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が１万7,125平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会　　長　　現地調査を行っております。１番委員の境委員から説明をお願いします。

〇１番　　１番委員の境です。先月の２月28日に会長、清住委員、五嶋委員、平井委員、草場委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字白旗と大字芝原にある農地５筆です。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来す恐れのないことを報告いたします。

会　　長　　ありがとうございました。ただいま、１番委員の境委員から現地調査の報告。また、３番委員の清住委員から、農地法第３条第２項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。意見ございませんか。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。番号１番については原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号２番から９番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

〇１２番　　12番委員の河嶋です。では、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会　　長　　それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局　　はい、それでは説明いたします。

４ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが県道稲生野甲佐線、こちらに龍野小学校、こちらにふれあい広場がございます。申請地は龍野小学校から東に約720メートル、中横田の宮上に17筆固まっています。

以上で説明を終わります。

会　　長　　それでは続きまして、12番委員の河嶋委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題ないか、説明をお願いします。

〇１２番　　12番委員の河嶋です。では、説明します。今回の申請は、申請人が相手方に農地

の売買について相談され、了承を得られたので、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が１万6,543平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会　　長　　現地調査を行っております。６番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○６番　　６番委員の五嶋です。先月の２月28日に、会長、境委員、清住委員、平井委員、草場委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字中横田字宮上にある農地17筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来す恐れのないことを報告いたします。

以上です。

会　　長　　ただいま、６番委員の五嶋委員から現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から農地法第３条第２項の各号いずれも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○１番　　今、基盤整備中ですので、これはまた、基盤整備後、新たに登記されて、番地とかが変わった状態で、●●●さんか何かの土地になるということですか。

事務局　　今のところ、工事に入っておりまして、仮番が与えられています。最終的に造成が完了したところで、新地番で登記され、譲受人の名義に変わるということになります。

○１番　　その場合は、農業委員は関係ない。

事務局　　関係ございません。

会　　長　　境委員、よろしいですか。

○１番　　はい。

会　　長　　ほかに何か御意見はございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。

番号２番から９番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

それでは、議案第38号、農地法第５条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長　それでは、５ページをお願いいたします。

議案第38号、農地法第５条許可申請書審議について。

農地法第５条第１項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和５年３月９日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、６ページをお願いいたします。

議案第38号、農地法第５条許可申請書審議調書の番号１について審議したいと思いますが、この案件の申請人（譲受人）は地縁団体で、３番委員の清住委員はその代表者です。農業委員会に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退室をお願いします。

（清住委員退出）

会　　長　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、番号１番について御説明申し上げます。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会　　長　続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局　説明させていただきます。地図につきましては、資料７ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

左上に、九州自動車道、このように、緑川が流れております。県道の嘉島甲佐線、日立物流さん、大福物流さん、吉田の集落がここにございまして、赤く印をつけたここが今回の申請地で、その隣に公民館の敷地がこのように位置しております。

場所につきましては、以上でございます。

会　　長　続きまして、転用申請に係る可否の判定について、事務所より説明をお願いします。

事務局　はい、説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、既存の施設の拡張により駐車場を増設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明申し上げます。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請にかかる可否の判断を御覧くだ

さい。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農地の拡がりが10ヘクタール以上、拡がりがあるため、第一種農地に該当すると思われます。

②については、既存施設の拡張であり、事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、40センチ程度の盛土をし、境界には土砂流出防止のためのブロックを設置するとされており、土砂の流失や周囲の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会　　長　　現地調査を行っております。６番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○６番　　６番委員の五嶋です。

先月の２月28日に、会長、清住委員、平井委員、草場委員、境委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字吉田字居屋敷にある農地で、農地の拡がりが10ヘクタール以上あるため、第一種農地に該当すると思われます。

しかしながら、公民館に隣接しており、既存施設の拡張に当たるため、例外的に転用は可能だと思います。

今回の転用申請では、40センチ程度の盛土をし、境界には土砂流出防止のためのブロックを設置するとされており、転用による周囲の営農に支障を来す恐れはないと思われることを報告いたします。

以上です。

会　　長　　ありがとうございました。ただいま、６番委員の五嶋委員から現調査の報告、また、事務局から転用申請にかかる可否の判断である農地法第４条第６項第１号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

意見ないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。

それでは、番号１番につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意

見をつけて、県のほうへ送付をいたします。

清住委員の入室を認めます。

（清住委員入室）

会　　長　　続きまして、番号２番について審議したいと思います。

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○１３番　　13番委員の緒方です。それでは、番号２番について説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会　　長　　続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局　　御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料、８ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明を申し上げたいと思います。左側、緑川がこのように流れておりまして、国道443号線が真ん中から上のほうに通っております。こちらが町民センター、そして、龍野川がこのように流れております。今回、申請地は、大字糸田の四堂崎集落の横にございますこの赤で示したところでございます。ちなみに、昨年11月、第８回の定例総会のときに、農振除外の諮問ということで、町の農振協議会から出て、諮問が来ておりまして、転用については問題なしと回答させていただいた場所でございます。

場所については、以上でございます。

会　　長　　続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○１３番　　13番委員の緒方です。それでは、説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場にするために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請にかかる可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がりが10ヘクタール以上あり、公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当します。

②については、今回の事業達成のために代わる適地は近くにはないと思われます。

③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、周囲にブロックを設置し、土砂流出を防ぐとされており、周囲の

営農に支障を及ぼす恐れはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

以上、説明を終わります。

会　　長　　現地調査を行っております。９番委員の草場委員から説明をお願いします。

○９番　　９番委員の草場です。先月の２月28日に、会長、清住委員、平井委員、五嶋委員、境委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字糸田字上川原にある農地で、10ヘクタール以上の広がりがあり、公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当しますが、第一種農地の例外規定である申請地の周辺地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

また、土砂流出防止のため周囲にブロックを設置するとされており、転用による周囲の営農に支障を来す恐れはないと思われることを報告いたします。

会　　長　　ただいま、９番委員の草場委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から、転用申請にかかる可否の判断である農地法第４条第６項第１号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○１番　　可否の判断の６番の仮設工作物の設置とありますが、具体的に仮設工作物というのはどういうものなんでしょうか。

事務局　　例えば、仮設工作物、期間限定でそういったところに設置して、またすぐ撤去する。例えば、工事の現場事務所とか、そういったのを短期間に設置して、すぐ仮に設置して、すぐに撤去するというのを仮設工作物というふうに理解しております。

○１番　　もうそれが主なやつですね、ほかにはないんですか。

事務局　　そうです、はい。

会　　長　　そのほかに何か御意見はございませんか。

ほかには意見はないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。

それでは、番号２番につきまして、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて、県のほうへ送付をいたします。

それでは、議案審議に入りますが……。

○４番　　すみません、休憩よかですか。

会　　長　　どうぞ。

じゃあ、ちょっとここで休憩を５分ほどいたしまして、この基盤強化が終わった後休憩をしたいと思います、トイレ休憩を５分だけいたします。15分から一応、開会して、あと基盤強化法が終わった後、休憩をしたいと思います。

休憩　午後２時05分

再開　午後２時10分

会　　長　　それでは、再開いたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長　　それでは、９ページをお願いします。

議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和５年３月９日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の10ページをお願いします。

甲農第2234号、令和５年２月27日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第３条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第２項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第１項の規定により諮問します。

次のページをお願いします。11ページになります。

農用地利用集積計画総括表、令和４年度第12回です。

まずは、総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、３年の田が１筆の651平米、６年の田が１筆の1,829平米となります。

賃借権の新規について、５年の田が14筆１万3,674平米、５年の畑が12筆１万3,752平米、10年の田が９筆の5,844平米となります。

使用貸借権の再設定につきまして、10年の畑が２筆の1,155平米のみとなります。

新規につきましては、３年の畑が２筆の3,279平米、10年の畑が２筆の2,502平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が25筆の２万1,998平米、畑が18筆の２万688平米となります。

その他、所有権移転について、畑が１筆の2,194平米のみとなります。

委員の皆様に御審議いただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上となります。

会　　長　　それでは、12ページをお願いします。

議案第39号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号１番について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は、５番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（伊豆野委員退出）

会　　長　　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが国道443号線で、こちらが県道三本松甲佐線、こちらに甲佐小学校がございます。

申請土地は甲佐小学校から南東に約360メートル、豊内の五反田に１筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号１番の相手方は、認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。番号１番については原案のとおり承認いたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

（伊豆野委員入室）

会　　長　　それでは続きまして、番号２番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらに緑川が流れていまして、こちらが安津橋、県道今吉野甲佐線になります。

申請地は、今吉野甲佐線のこちらの交差点から北西に約390メートル、こちら船津の中原に２筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号２番の相手方は認定農業者で、主に米、花き、花木の作付をされています。今回の申請地には花きの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○１番　　譲受人の●●さんのところなんですけど、貸付年数が３年となっていますけど、これは何か少し短いような感じがしますけど、何かあったんですか。

○４番　　私が行ったときは、10年ぐらいたって、見たとおり、ちょっと荒れとるんで、荒れとる中にも、お金になる花木があるんで、みんなで進めたんですけど、３年ぐらいがいいと。

○１番　　ちょっと花木とか何か作らすとだけが、ちょっと短いかなと思ったんですけど、何か短いかなと思ったので。

会　　長　　事務局、何か補足などよろしいですか。

事務局　　そこら辺は何も聞いていなくて……。

○４番　　聞いてない。そこは３年ぐらいで。また切り替えていかれると思うんですけど。

○１番　　その状況によって、ですかね。

会　　長　　何かほかに御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。番号２番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号３番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらに緑川が流れておりまして、こちらが安津橋、こちらが県道今吉野甲佐線です。申請地はこちらの今吉野甲佐線の交差点から南に約290メートル、船津の山口原に１筆と、同じく交差点から南に約680メートル、船津の陣ノ平に１筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号３番の相手方は担い手で、主に米、花き、花木の作付をされています。今回の申請地には花きの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会　　長　　ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。番号３については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号４番から６番については譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まずこちらに緑川が流れておりますして、こちらが県道御船甲佐線、こちらに森川健康堂さん、こちらにＹＫＫさんがございます。申請地はこちらの田口の下新地に５筆点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号４番から６番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には、米、麦の作付計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。

質問もないようでございます。

　それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。それでは、４番から６番までは原案のとおり承認をいたします。

　続きまして、13ページをお願いします。

　番号７番から９番も譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

　続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

　まず、こちらが国道443号線で、こちらが県道三本松甲佐線、こちらに甲佐小学校がございます。申請地は甲佐小学校から東に約210メートル、豊内の五反田に５筆固まっていまして、同じく甲佐小学校から南東に約310メートル、同じく五反田に３筆固まっています。

　次に、相手方の状況について説明いたします。

　番号７番から９番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

　以上で説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○１２番　　契約期間が５年と10年としていますけども、これはどういったあれでやってるんでしょうか。

事務局　　本人の希望で、10年と５年と分かれております。

会　　長　　五嶋委員、よろしいですか。

○６番　　はい。

○１０番　　この方、八代なんですけど、機械は、八代から搬入されるんですか。

事務局　　農機具については、農業委員の平井さんの敷地内に置かせてもらうことで……。

○８番　　私の小屋ば借りておられます。

○１番　　上豊内のほうで、住まいを探しておられます。

会　　長　　本田委員、よろしいですか。

○１０番　　いいです。分かりました。

会　　長　　　ほかに何か御意見ございませんか。

○１番　　　　これは二つとも、１枚もんと思うんですけど、その中に筆が分かれとるんですか。

事務局　　　　はい。

会　　長　　　ほかに何か御意見ございませんか。

ほかには質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　　全員賛成と認めます。番号７番から９番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。

この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局　　　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続いて、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが国道443号線で、こちらに西邦電気さん、こちらに九州ネットワークケーブルさん、こちらに白旗グラウンドがございます。申請地は九州ネットワークケーブルさんから南東に約260メートル、早川の蓮町に２筆と、同じく九州ネットワークケーブルさんから南東に約610メートル、早川の向鶴に２筆ございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、主に米の作付をされています。申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会　　長　　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○１０番　　　この一番狭い280というのは、畦か何か、外してあるんですか、上の田んぼと合同にしてあるんでしょう。じゃないと、これはトラクターでも入らんような狭いところでしょう。

事務局　　　　今おっしゃったことについては、上に送電線が通っておりまして、地上権設定のために、登記上は分筆してある。現況自体は１枚ものになってますけども、送電線の地上権設定、それを九電さんが設定するために、その電線が通る部分だけということで、わざわざ分筆して……。

○１０番　　　あるわけよね。そいけん、ただ畦倒ししてあるってことよね。じゃないと、えら

い地図を見ると、物すごく狭いと、農機具入るかいなという感覚……。そういうところもあるんですか。電線があったら、分筆したと言う。

会　　長　　ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。番号10番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号11番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが九州自動車道で、こちらが緑川ＰＡで、こちらに県道小川嘉島線が通っています。申請地は緑川パーキングエリアから東に約400メートルから670メートル、府領の上平下に１筆と、下川原に１筆、上川原に１筆ございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。それでは、番号11番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号12番から14番までは譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まずこちらが九州自動車道で、こちらが緑川パーキングエリア、こちらに県道小川嘉島線が通っています。申請地は、府領の中原に３筆と、同じく田口の平ノ上に９筆点在しています。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は熊本市の認定農業者で、主に園芸をされています。申請地には苗木の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願いします。

○１番　　畑地としては、ちょっと対価が高いみたいなんですけど、この辺の相場というのはこんなもんですか。

○２番　　普通より高いって言いますもんね。

○１０番　　あのね、植木屋さんは、前は高かったんですよ。１回４万か６万ぐらい。大体、植木屋さんが大体やめてしまいよるから、だから、恐らく極端には下げられないと思うんですよね。だから、この辺の近くは、私が契約させるときに、１万円で借りてるところもあります。１万円から下げることもあるんですよ。

要するに、整備されてない所と、整備さえている所、大分、値段が変わってる。この辺りは木がいっぱい生えているところもあるし、きれいに手入れしてあるところもあるんですけど、行かんと分からんような道です。

会　　長　　じゃあ、大体、適当相場という……。

○１０番　　そうです。

会　　長　　よろしいですか。そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。それでは、番号12番から14番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、14ページをお願いします。番号15番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

ちょっとかすれておりますが、県道稲生野甲佐線で、この地図の下ら辺にふれあい広場、龍野小学校がございます。申請地は、このふれあい広場から北東に約1,600メートル、上早川の下田代に１筆ございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は、認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できる思われます。

以上で、説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。それでは、番号15番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号16番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まずこちらが、国道443号線で、こちらが県道三本松甲佐線です。こちらに甲佐小学校がございます。申請地は甲佐小学校から南東に約430メートル、豊内の中園に１筆ございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は担い手で、主にニラの作付をされています。申請地にもニラの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で、説明を終わります。

会　　長　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。それでは、番号16番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、15ページをお願いします。

番号17番について審議したいと思います。この案件も、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらに緑川が流れていまして、こちらが安津橋、県道今吉野甲佐線が通っています。こちらが星の川団地です。

申請地は、星の川団地から南西に約860メートル、船津の深迫にあります。

以上で、説明をお願いします。

会　　長　　ただいま事務局から、番号17番について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見ございませんか。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。番号17番については原案のとおり承認をいたします。

ここでちょっと休憩に入りたいと思います。15分間休憩をいたしますので、３時15分から再開いたします。

休憩　午後３時00分

再開　午後３時15分

会　　長　　それでは、会議を再開いたします。

それでは、議案第40号、耕作放棄の農地が農地法第２条第１項の農地に該当するか否かについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長　　それでは、27ページをお願いいたします。

議案第40号、耕作放棄の農地が農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判

断について。

農地法第２条第１項の規定に基づき、別紙の耕作放棄地が農地に該当するか否かについて判断する必要が生じたため、意見の決定を求めるものでございます。

令和５年３月９日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会　　長　　はい、ありがとうございました。

それでは、今回議案として提案されている内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、御説明申し上げます。

次のページの28ページから32ページまでを非農地候補一覧としてお付けしております。

非農地化候補一覧を御覧ください。28ページで御説明申し上げます。

今回の農業委員会が職権で非農地通知を行おうとする対象農地は、大字中横田字村上、大字上早川字森ノ本、字山ノ神、大字船津字陣ノ平及び字花見山の耕作放棄地となります。

このうち、中横田字村上の農地が23筆、面積は１万9,338平米、上早川の字森ノ本の農地が38筆、面積は１万6,153平米、字山ノ神にある農地が10筆、面積は5,993平米、船津の字陣ノ平にある農地が15筆で、面積は4,424平米、字花見山の農地が９筆、面積が1,439平米でございます。合計で95筆の４万7,347平米です。

それでは、非農地化候補一覧の説明をしていきたいと思います。

リストの上のほうに示しております。まず左から、番号、大字、字、地番、地目、面積、所有者氏名、農振の有無、非農地通知対象農地になるか否かの順になっております。

以上です。

会　　長　　それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局　　続きまして、お手元の資料、33ページから35ページにお示ししております。前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。まず、地図に示しておりますのは、大字中横田字村上と、29ページの大字上早川森ノ本になります。場所といたしましては、県道稲生野甲佐線がこのように通っております。左からこういうふうに通っております。そして、こちらが上早川４区で、こちらに大字中横田宮ノ尾集落がございます。赤く示したところが今回の候補地で、この紫色が大字界になりまして、下のほうが中横田村上、上のほうが上早川森ノ本になります。ここの間を、この町村河川の宮ノ尾川が通っております。

続きまして、大字上早川字山ノ神の場所を御説明申し上げます。先ほどの稲生野甲佐線が通っておりまして、大字中横田村上と上早川森ノ本の場所から、田代の方

面に向かって、こちらの赤く示したところが字山ノ神、今回の候補地になります。
　それと、今度は大字船津字陣ノ平と花見山でございます。緑川がこのように流れておりまして、安津橋、今吉野甲佐線がこのように通っております。船津の迫集落、船津の山口集落がここに位置し、今回の候補地が、船津の、こちらのほうに位置しております。
　場所については以上でございます。

会　　長　　それでは続きまして、現地の状況につきまして、農地管理部会長で８番委員の平井委員から説明をお願いします。

○８番　　８番委員の平井です。それでは、説明します。
　先月の２月28日に、会長、清住委員、農地管理部会の草場委員、五嶋委員、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
　今回提案されている農地、非農地の判断対象農地は、大字中横田字村上、大字上早川字森ノ本、字山ノ神、大字船津字陣ノ平及び字花見山にある農地95筆で、農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、現地を確認したところ、今回の耕作放棄となっている農地は、周囲を山林と隣接する農地であり、過去の豪雨災害により被災していたり、管理が行き届かず、周囲の状況から見ても、農地として復元しても継続して利用することが困難ではないかという判断に至ったことを報告いたします。
　以上です。

会　　長　　ただいま、農地管理部会長で８番委員の平井委員から現地の状況の報告、また、耕作放棄となっている農地が農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断についての説明がありました。
　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○１番　　非農地化した農地を、また農地として使用するということは可能ですか。

事務局長　　非農地化した農地を、また再び農地として……。基本的に、ここで非農地化ということを判断したということは、まず復元が不可能であろうということで判断したものです。ただ、この非農地判断をした段階で、その所有者の方に対して、非農地通知というものを交付します。それに基づいて、法務局のほうに届出をされると、地目が変わるということになります。
　ただ、その後、実際に今度、木が生い茂っていますので、木を切ったり、抜根したり、そこで農地にまた返すということであれば、そこで農地として、また抜根して、整地をされて、法務局のほうで、今度は農地としての登記をされれば、農地としての復元というのは可能です。

会　　長　　境委員、よろしいですか。

○１番　　はい。

会　　長　　ほかに何か御意見ございませんか。

○１２番　　田とか、畑になったんですよ。非農地にした場合は、地目は変わるとですかね。

事務局長　　お答えします。判断をして、非農地通知を農業委員会として所有者の方に発行します。その段階で、登記は変わりません。その非農地通知を基に、登記じゃありませんけれども、登録免許税も確かかからなかったと思いますが、どうだったかな。簡単な法務局へのそれを持って、届けという形で、地目は変わるというふうに認識しております。

○１２番　　地目は原野というか。

事務局　　そうです。原野、山林ということになります。

会　　長　　河嶋委員、よろしいですか。

○１２番　　はい。

会　　長　　ほかに何かございませんか。

農地管理部会長から詳しく説明がありましたが、現地に入って確認しておりますので、かなり厳しい状況にあるんですね。そういう形で、今回、非農地を認定すると。今、そういうことでお諮りをしているところです。

何かございませんかね。

それでは、ほかに発言がないようですので、非農地の判断に係る可否の判断を行いたいと思います。

本来であれば、１筆ずつ事務局から説明してもらい、協議すべきでしょうが、筆数も多いため、事前に事務局で基準に基づき、非農地通知の対象農地に該当するか否か審査が行われているところです。

各委員におかれましては、確認をお願いします。ここに一覧表が出ておりますので、確認いただけると思いますが。

それでは、採決を行いたいと思います。

今回、提出された耕作放棄地が農地法第２条第１項の農地に該当するか否かにつて、事務局で作成した案のとおり、農地に該当しないの判断について、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　全員賛成と認めます。

それでは、農地に該当しないと判断したものについては、当農業委員会としましては、非農地と判断した旨を各権利者、あるいは関係機関へ通知をいたします。

続きまして、議案第41号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長　　それでは、36ページをお願いいたします。

議案第41号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について。

農業委員会法第７条第１項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る指針の策定のため、意見の決定を求めるものでございます。

令和５年３月９日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会　　長　　ありがとうございました。

それでは、事務局から、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、説明をお願いします。

事務局　　それでは、37ページをお願いします。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明いたします。

第１、基本的な考え方、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年４月１日に施行され、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

本町においては、平坦地域と中山間地域が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

特に、中山間地域では、地域の農業の担い手が不足している地域が多いため、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止、解消に努めていく一方、平地では土地利用型が盛んなことから、担い手への農地利用の集積、集約化を図るため、今後策定されます地域計画に基づき、利用調整に取り組んでいく必要があります。

この指針については、農業委員会等に関する法律第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、甲佐町農業委員会の指針として、目標と方法、達成状況に対する評価方法等を定めたものでございます。

なお、この指針は、熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針と町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、委員の改選期である３年ごとに検証、見直しを行うことと記載しております。

次のページをよろしくお願いします。38ページです。

こちら第２では、目標、推進方法、評価方法について、記載しております。

まず１番目、遊休農地の発生防止・解消についてです。

（１）目標についてですけれども、この表を御覧ください。左側に時期について書かれております。現状は令和４年４月の現状。その下の段、２年後の目標について、令和７年３月に設定しておりますけれども、これは改選時期を想定したもので

す。最終目標の令和９年３月は、国の最適化ガイドラインの目標時期に合わせて設定しております。

右の欄に移りまして、管内の農地面積についてですけれども、非農地等によって、毎年若干減少していくと想定しておりまして、このような記載になっております。その隣のＢ、遊休農地面積についてですけれども、最適化ガイドラインでは、令和９年３月までに令和３年度の遊休農地の１号Ａ区分、こちら草刈り等で、耕作可能になるだろうと判断された区分ですけれども、甲佐町は32ヘクタールとなっております。これを解消することをガイドラインでは目標としているため、それに合わせて、対象の164ヘクタールから最終的にマイナス32ヘクタールにしまして、132ヘクタールを目標としております。

（２）方法についてですけれども、農地法に規定されている農地の利用状況調査と利用意向調査の実施を計画的に行っていくということを記載しております。また、農地中間管理機構と連携しながら、先ほどの１号Ａ区分、荒廃度の少ない農地の貸付先を探していく。また、３番の、今回行いました非農地判断につきまして、再生利用が困難と区分された農地については、非農地判断を行っていきまして、計画的に守るべき農地を明確化していくということを記載しております。

（３）評価の方法につきましては、遊休農地の割合により評価することとしております。

次のページをよろしくお願いします。

２、担い手への農地利用集積・集約化について。

（１）目標についてです。現状と２年後の目標は時期については一緒ですけれども、最後の最終目標については、県の基本方針、町の基本構想の最終年度が10年後ということになっておりますので、令和16年３月を設定しております。一番右の集積率から換算しておりますけれども、集積率は町の総合計画にて、令和８年３月に、集積率65％を目標としております。また、町の基本構想、県の基本指針の目標である最終目標80％を考慮しながら、令和４年４月に55.5％現状から、２年後は62.5％、最終は80％という記載にしております。

（２）推進方法につきましては、１番、地域計画の作成・見直しについて、農業委員会として、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く地域計画の作成と見直しについて、積極的に関わっていくということを記載しております。また、町については、町や農地中間管理機構、農協等と連携いたしまして、集積、集約を進めていくということを記載しております。

（３）評価方法につきましては、農地の集積率によって評価することとしております。

次のページをお願いいたします。

３番、新規参入の促進についてです。

（１）目標につきましては、町の総合計画を参考に記載させていただいております。町の総合計画によると、年間１から数名の新規参入を目標としておりまして、それを参考にしながら、こちらに記載しております。記載内容は、累計で記載しております。

（２）推進方法につきましては、新規参入の相談があった場合は、町、県、等、いろいろな関係機関と連携しながら、受入れ、フォローアップを行っていくことを記載しております。

（３）評価の方法につきましては、新規参入者の数により評価することを記載しております。

次のページをお願いいたします。

第３、地域計画について記載しております。

甲佐町農業委員会、今後作成される地域計画に基づいて、次の役割を担っていくということを記載させていただいております。日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認や、担い手への農地の利用調整やマッチング、また、地域計画の定期的な見直しへの協力等を記載しております。

ちょっと端折って説明させていただきましたけれども、事務局からの説明は以上となります。

会　　長　　ありがとうございました。

ただいま、事務局から農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についての説明があったところです。今のこの件について、何か御質問はありませんか。

○１０番　　今、この中で、集積率ということでありましたけれども、これは中間管理機構に貸し出すという意味の集積率ですか。

事務局　　こちら、担い手さんに集積した割合ということで、中間管理機構に限らず、３条でも、どちらでも担い手に貸されている農地全体ということが分子です。

○１番　　例えば、法人でいった場合には、法人は中間管理機構を通している分と、この農業委員会を通している分があるわけね。その両方を足したものを集積率というわけ。法人は一つの団体やから、それでいいわけね。じゃないと、この中間管理機構というのは、今、法人の中で結構あるんだけど、あと２年で切れるんですね。それは本当にまた10年契約してくれるかどうかというのは、その次にならんと分からんとですよ。出てきますかね。これはどこの法人も一緒ですからね。法人の場合は、お金が要するに補助があったから、集積したものは結構ありますね。それがもうすぐ切れるというのがあるから、それがどうなっていくかというのは、今のところまだ法人のほうではチェックしてないから、見えてないんです。そういうのがあるんですよ。だから、今、集積率というのが出てきたものだから、どういう考え方かなとい

うことで、今、確認させてもらったのです。

事務局長　基本的には、人・農地プランの中で、担い手として位置づけられた方が作っている面積というふうに考えていただければいいですね。

○１０番　だから、法人に集積したから、法人が人・農地プランの１団体となるから、それでいいということですね。

事務局長　そうです。そういうことです。

○１０番　はい、分かりました。

会　　長　境委員……。

○１１番　よかです。

○１番　来週ぐらいから、地区座談会が始まると思うんですけど、それの農業委員の関わり方というか、うちなんかは東寒野、西寒野、上豊内、下豊内、四つの地区があるんですけど、それに出らにゃんとか、そぎゃんとは別にないですか。

事務局長　今回のやつは、いわゆる転作の座談会になりますので、そっち関係の説明になります。今度、畑地化の話であったりとか、いろいろ変更点がございますので、農業委員さんがその場に同席していただくということはないと思います。ただ、１農業者としては参加していただかなんと思とるんですけど。できれば、今回、畑地化の話であったりとか、下駄の部分で、単価がちょっと消費税の免税と課税ではちょっと変わるとか、そういう話もございますので、農家の皆さん方に極力座談会には参加くださいということで、話されていただきたいと思います。特段、農業委員の立場で参加していただくということはございません。

○１０番　その件で、法人の場合は、法人にそれが来るんですよ。ただし、法人というのは、その集積したものを、また地権者に貸してるわけですね。その人に対して、今度案内状が来てないんですよ。その辺をちょっと農政課として考えてほしいというのを話したんですよ。

だから、要するに、今、案内が来ているのは、ほんの少し残った田んぼを持っている人。法人に入れられない程度の面積の人たち、それと認定農家、残っているやつは。だから、本来、農業をやっている人に対して、案内状が全く来てないですよ。

事務局長　そこは考えます。基本的に、法人が一つの経営体になっちゃうから。

○１０番　何か一つのあやになっとるんですね。やっている人は違うんですね。

会　　長　法人に来れば、法人の構成員は大体、参加はされているんですかね。

○１０番　構成員に参加してくださいっていう案内文が来てないんですよ。

事務局長　基本的には、そこの法人の代表者の方とかが来られて、それを持ち帰っていただいて、今度は法人の中で、また話していただくという事でお願いします。

○１０番　うちは法人で、130名いるんですよ。農家してない人もいるんですよ。それは無理ですよ。だから、私が言っているのは、法人の作付一覧表で、個人名が入っている

でしょう。その人に案内を出してほしいということを言っています。

事務局長　　地権者の方にということですか。

○１０番　　そうです。

事務局長　　そこは考えます。

○１０番　　結局､法人でそれを説明してくださいって言ったら､また集めてせないかんです。別の日に会議を。それじゃあ、ちょっと無駄ですよ。

事務局長　　そこの捉え方というか、どこに出す……。うちのほうではおっしゃったんでしょう。

○１０番　　それは言っています。

事務局長　　まずは、そこをちょっと検討させます。分かりました。

○３番　　少し残ってるところには出ているんですよ、法人から。何畝か持ってるところには全部、出てるけど、満額、法人に貸しているところは出てない。

事務局長　　出てないということですね。なるほどですね。分かりました。

会　　長　　中村委員、何か。

○１１番　　さっき言われたのと似たようなことですけど、中間管理機構があるから、私たちも、地主さんが一番分かっててほしいのは今のところです。いろんなところも説明して、でないと、法人のいろんなしよう人たちばかり、いろんな負担がかかってですね。今、小作で作っている人が返すとき、我々に話しに来られるんですよ。我々に話をしてもらったっちゃあ、どがんもならんけんですね。やっぱり中間管理機構が中に入っとうもんじゃけん、やっぱりそっちば通してもらいたかっていうところば、地主さんから話をしてもらったほうが、私たちはよかとばってん。

○１０番　　一番最初にお金をもらって、中間管理機構にしたほうが、期限が切れるまで動かせないんです。動かしたら、その周辺の人は全部お金を返さないかん。団体でもらっているから。

事務局長　　基盤強化法はいつまでですか。

○１０番　　あと３年でしょう。あと４年か。

事務局長　　３年後、それから先は、今の基盤強化法みたいに、相対での契約が農地法３条以外ではできんくなっとるんですよ。全て公社ば通さないかんごとなって、法律上、そういうふうになってしまうんで、ちょっと難しかろうということで……。

○１０番　　自分の田んぼだからと言って、ほかの人に貸そうとしている人がおるんですね。ごめん、これは法人の田んぼやろうって言う。この人には貸せん。法人の組合員に貸していいけど、法人の組合員以外には農地は貸したら駄目っていう問題まで見とかんとやばいですよ。

事務局長　　お金を返されんごとなる。

○１０番　　そうそう、それの問題があるけんね。だから、そこまで見とかんと、ちょっとや

ばい問題がいっぱい出てきてます。

事務局長　　また、４月になってから、今度、農地法自体も大分改正、この間の推進大会でも話はあったかと思います。大分改正もあって、今度、基盤強化法がなくなって、公社法に代わるということ、まだ来年ぐらいに、ちょっと今村のほうから説明すると思いますので……。

○１番　　今回の地区座談会では、人・農地プランの用地利用の集積の話はもうないということですね。

事務局長　　はい。

○１番　　また改めて……。

事務局長　　そうです。先ほどから、ちょっと説明がありましたように、地域計画というのを今度作らなければなりません。これが法律上定められたことで、人・農地プランをまた新しくやり直すような形になります。そのときが、農業委員会を今度中心として、農業委員会がメインとなって、今度やっていくというような形になりますので、それが多分、今年、来年、令和５年度ぐらいからちょっと始まっていくと思います。また、同じように、そこで集落あたりで座談会をして、今度、地図上に全て色付けして、落としたところで、５年後、10年後、これをどうするのかということで、また改めて話合いをしていくというのが、ちょっと法律上しなければいけなくなりましたので、その段階で、今度、集積とか、そういうところについては詳しいところで、いろんな話合いをしていくものと。

○１２番　　39ページの担い手への農地利用の集積･集約化ということで出ていますけれども、この中で面積は出てますけども、生産者の数はどうなっていくんですか。減っていくということでしょう。

事務局長　　担い手のところですね。ここで、担い手の数というのは特に定めということはございません。ただ……。

○１２番　　これが結局、896が集約できるということは、人間が……。

○１０番　　新規で15名。

○１２番　　だけん、39ページのほうでは、集約面積は出てますけども、それをすぐ農業者自体の数、何名ぐらいでの目標でしてあるのか。

○１０番　　本当に農業だけでやって、どれくらい作れば、本当に飯が食えるのかという計算をしないと。

事務局長　　河嶋さんがおっしゃっている分については、もともとここに定めるような要件はございませんので、全部入れておりません。ただ、おっしゃっているとおり、ちょっと認定農業者あたりもだんだん少なくなってきています。その対策じゃないですけど、今、新規就農者が大体、年に２人か３人ぐらいずつ、毎年増えていっています。そこに対して、町単補助での農機具あたり、結構大きいんですけど、条件とし

て、必ず認定農業者になることが条件にしていますので、そこの担い手については、必ず新規の方を担い手になっていく。特に、伊豆野委員もいらっしゃいますので、新規認定の期間が切れたら、必ず認定農業者に今度は申請していただくということでしていますので、そこはちょっと切り逃さないような形でやっていきたいと思います。

○１番　　ちなみに、令和５年度の新規就農者の予定者というのは。

事務局長　　令和５年は、今から先ですので。ただ、４年中に相談は三、四件はあっています。ただ、その方がされるかどうかというのは、まだ今のところまだ分かりません。ちなみに、令和４年は二人ですね。

○３番　　親が認定農業者で、息子が、親もまだ若い。そういう方で、若い子が新規参入した場合、その子も認定農家になるような形になるんですか。

事務局長　　まずは、認定新規就農者ということになると思います。農地あたりが例えば、親御さんの農地を引き継がれるということになるのか。まだ、よそから借りられるということになるのかで、またちょっと変わると思うんですけれども、基本的には、親御さんのやつを全て引き継がれる以外については、親御さんと全く経営が別の作物じゃないと、認定が受けられません。

○１番　　それは申告を別という事ですか。

事務局長　　もちろんそうです。経営自体が確実に全く違いますよということじゃないと、認定の新規のやつは受けられません。

○１２番　　だけん、仮に５町持っとってから、１町ばかりば息子にやってから、代わりに出すとか。

事務局長　　おやじさんと賃貸借の契約を結ばれてされると、大丈夫と思います。それは例えば、親御さんが米、麦、大豆をされ、息子さんが新規で始めようとしたときに、この米、麦、大豆以外のやつを作らないと、今の交付金、年間150万円とか、そういうのはもらえない。だから、そういう交付金とか関係なく始められる部分は、もう全然構わないんです。

会　　長　　結構大きいけんね。

事務局長　　そこは私もうる覚えなんですけれども、そこの法人と雇用契約を結ぶ従業員として入るという場合には対象になったと思います。ただ、条件が幾つかあると思います。詳しいことはまた。

推進委員　　この10年間の目標ですけれども、これは何か根拠があって、設定されとるとですか。国のほうからこうゆう風に、目標値を上げてしなさいっていう指示で作っているのか。何か計画したって、不可能な数値で出とるところもあるんですけど、今の現状で、ここには出てませんけれども、本来バックデータとして、今の現状、農業従事者の年代別人数とか、そういうのをやっていった場合、10年後にどうなるのか。

想像したら、とてもじゃないですけど、後継者はほとんどおらんけんですね。農地を管理できるかどうか。平坦部は法人化とか、法人化されても、今は集落単位の法人化だったら、現状は従来どおりの所有者が管理されているところがほとんどだろうと思うとですよ。その人たちがこれからして、できなくなったとき、果たして法人としても成り立つのか。若い人を雇用して、農業をやって、今の経営内容で採算が合うのかどうかとか。そういうことを考えたら、10年後なんて、とてもじゃないけど、計画なんか立てられんじゃなかろうかと。

以上です。

事務局　今、松永委員がおっしゃられるとおり、国、県が示している目標に合わせて作っているような状態ではあります。ですので、10年後は80％というのは、国、県の目標どおりということですね。

推進委員　農地中間管理機構ですけれども、最初できたときのパンフレットには、いかにもすばらしいのができたと、誰でも申し込めば、２年間管理して、借り手を探しますよというようなパンフレットだったですけど、実際聞いてみると、貸し手と借り手とか、売手と買手が決まってないと受け付けないとかですね。これはちょっとおかしいじゃないかと。申込みがあれば、全て受け付けしなさいということを要望せんといかんと思うですよ。固定資産税においても遊休農地にしたら、固定資産税を倍額つけますよと。これは農地中間管理機構に申込みをやって、借手がなかった場合には２倍にはしませんよというのがたしかあると思うんですけれども、それだったら、受け付けてもらわんと、困るんじゃないですか。そないなっとうとがちょっとおかしいって。

事務局長　おっしゃるとおりだと思います。

推進委員　現実的には全く機能しよらん。

事務局長　実際、おっしゃるとおりだと思います。その件についても、ことあるたびに、公社のほうにも、農業会議のほうに言っても、全然、埒が明かんというような状況で。この間の借受け農地についても、意向調査の後だったですね。全て、ちょっと話して、全部、貸したいというところを全部出せということでしたけど、公社のほうから、要綱あたりで精査して、ここは引き受けられませんというのをばーって。そこで、今、可能ですよというところについても、結局相手を探さないと。そこで、結局はおっしゃるとおり、借手、貸手が全部決まっとらんと引き受けんというのがちょっと……。私もちょっとすごく不満に思っています。そこについてだけ、今からすぐどうしていくかということですけどね。会長のほうも、会合とかでもかなり言われておりますけれども、なかなか改善が見られないというのがちょっと現状です。

会　　長　今、松永委員が言われたとおりですね。確かに10年後を見通して、地域計画がつくれてたって、なかなか地図には落とせないんですよね、実際問題として。つくっ

ていく段階で、実情はこうだということで申し上げながら、何かつくっていかんとですね。つくるとはつくらなけんですね。年齢がこうなってどうなってしまうよという見える形だけでも、何とかしてつくってはいけないかんけど、担い手、後継者、そこが一番のネックだと思います。今から、我々もやっていく中で、一番大きい問題になってくる。これはうちだけではないと思います。県下一遍、全国的にも、そういう段階になりゃせんかなというふうには思っています。

だけど、意見は意見として、それは申し上げていきたいと思います。今言われたようなことをですね。特に一番重要な問題ですから。

推進委員　それと、もう一つ、提案ですけれども、予算要求されて、農業委員会のこの電算システムを改修して、農地の情報を公開できるような仕組みにつくっていって、任せたい、売りたいというのが地図上にも出てくるようなシステムで、それを甲佐町のホームページあたりで出していって、甲佐町にこういう農地がありますよって、農業しませんかとか、そういうのをもうちょっと情報公開していかんと、遊休農地の解消につながらんと思うとですよね。借りたい人とか、新規、町外からでも移住してきて、借りられるところがあったら借りて、農業したいとか、そういう人のためにも、そういうシステムをつくってほしいと思いますよ。

事務局長　農地ナビとか、リンクはできるとかな。

会　長　そこまではやっとらん。今は農地の現場がどこにあって、それを見つけるかどうか。そんな感じですよね。それを利用してから、農業委員会の会議の中でも生かしていきなさいというような状況のソフトしかないと思うんです。

事務局長　全国のやつで、いろいろどこに飛んでいかな分からんとばってんが、農地ナビというのがあって、そこで例えば、甲佐町で検索すると、貸したい農地か何かがずっと出てくる。

事務局　もしかしたら、今は出てきてないですけど……。

事務局長　そこが改修する可能性、話もあるということで、ちょっと松永委員がおっしゃったことは頭に入れて、ちょっとそこについては、もしそういうので活用できて、町のホームページとリンクとかができるのであれば、何か簡単にできますので、ちょっとその辺のところを考えてみます。

推進委員　そのためには、農家の意向調査をせんといかん。農家の人たちは今回みたいな、遊休農地の意向調査だけじゃなくて……。

事務局長　全体的にですね。

推進委員　全体、もう１回、農地をどうしたいか。将来どうしたいかという意向調査をせんと、データとして入力でけん。

事務局長　意向調査についても、今のテンプレートのやつじゃなくて、実際に即したようなやつ。この間、ちょっと、事務局でも話をしたんですけれども、そこについてはよ

く考えていきたいと思います。

○３番　　やっぱり地域の中でですね。地域の農地を売買したいって、今、買う相手がおらんわけですよね。法人にしても、今のままの法人だったら、お金を借りてどうこうするって、それだけ余力がないもんですけん。やっぱりから地域外から来た人に、ある程度大きくやっている法人みたいな形にしか売買できんような形になってくるわけですよ。

やっぱり地域で、地域の農業を守る。ただ、法人だけが土地貸す先というのが今までやった。今後、やっぱりいかにしたら、農業が儲かるかというのにしていかないと、法人が成り立っていかんごとになる。今、平坦部で、うちら吉田のほうでやっているんですけど、ある程度、二つぐらい合併せやんと、今後やって行かれんとかなって感じもせんでもなかですよね。米、大豆、麦だけじゃあ、もうやって行かれんとじゃなかかなって。本田さんところが一番面積が大きいから詳しいと思うんですけど。

今の米がどんどん下がっていく状況じゃあ、なかなかその辺が難しかごたるけんね。

○１０番　　米では飯食えません。もう完璧に。だって、今度肥料が１俵当たり1,200円ぐらい上がってるんです。１俵当たりですよ。上がった金額がね。前は3,000円台が、もう5,000円弱ぐらいになっています。どれくらいの補填が国からあるか。だって、農薬だけども、物すごくかかるんですよ。農薬がね、一番最初に種まきをするときの農薬だけでもね。大体、私が今度、１町どれしこ植えるけれども、７万ぐらいかかるんですよ。そしたら、農薬と肥料でつぶれます、米は。結局、今まではＪＡに出荷したら、結果的に売れたやつだったら、この３月に補填があってたんです。去年は補填ないんですよ。残ってるから、補填できませんって。ただ、大豆と麦はかなり補填の金額は大きいんですよ。その違いは物すごいですよ。だから、米農家じゃなくて、ほかのやつを植えないと、無理なんですけど、５年に１度の水張り問題が今度物すごくかかるんです。あれをどうするか。

事務局長　　そこの話が大分出てます。

○１０番　　そうです。だから、あれを今度畑地化したら、その時点で、補助金ゼロになりますからね。そして、それを結局、畑地化すると、どういう問題が出るかというのは、土地改良区に問題が出るんですよ。土地改良区が運営できなくなるんですよ。これは倒産するんですね。それの補填をしようと思って考えているんです。だから、物すごく問題ですよ。

要するに、水田の畑地化というのは、自分のとこだけの問題じゃない。

会　　長　　やはりその施策が間違いなんですね。だから、今、米はたまたま余ってるけど、何年か後、米が足らんごとなる。そういう状態になりゃせんか。今の状況で行けば。

米は誰も作らんですもんね。

今日は非常に貴重な意見ばかりでしたので、今出た意見を十分参考にしながら、今後の農業委員の活動にぜひ生かしていきたいと思います。

これで、この関係でちょっとまとめていきたいと思います。今説明があって、皆さんからいろいろ御意見をいただきました。これで、後のまとめとして、私たち農業委員、あるいは最適化推進につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により責務として農地利用の最適化に取り組む業務として位置付けられ、強化も図られています。

その中で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、今説明した目標として、一つとしては、遊休農地の発生防止、それから解消。それから、二つ目には、担い手への農地の集積・集約化。三つ目には、新規参入の促進等について説明があったところです。この目標に向かって、私たち農業委員会では、しっかり活動を進めていきたいと考えているところですので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

したがいまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、原案のとおり決定することにしていきたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会　　長　　ありがとうございました。全員賛成と認めます。

それでは、原案につきましては賛成をいただきましたので、原案のとおり決定をいたします。

以上で、議案第41号につきましては、終了いたします。それでは、本日用意をいたしました議案は全て終了したところです。あとは事務局にバトンをタッチいたします。

事務局長　　ありがとうございました。それでは、これをもちまして第12回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員　　議　　長

１１　番

１２　番